

一級技能士等関与製品等の証明方法

「グッドスキルマーク事業実施要領」第2章2.に規定する「一級技能士等が製品の完成までの全工程において一貫して関与して製作した製品等であることの証明方法」については、下記の項目を全て満たした提出物を提出することにより証明する方法とする。

記

1. 技能検定の特級、一級又は単一等級の技能士（以下「一級技能士等」という。）本人の該当職種の技能検定合格証書の写し及び当該一級技能士等が在籍する旨の労働者名簿等（申請者本人が組織に属していない場合等、労働者名簿等が省略可能な場合がある。）
 - 一級技能士等が実在、在籍する旨の確認
2. グッドスキルマークの表示を希望し、申請を行う製品等（以下「グッドスキルマーク申請製品等」という。）の画像
 - 申請者が製作するグッドスキルマーク申請製品等が実在のものであることの確認
3. 1.により証明された一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与して製作した製品等である旨の申告書（自署のものに限る。様式は別途定めることとする。）
 - 1、2.に関して虚偽の報告では無い旨の確認

この他、事務局長は申請者（認定申請を行った事業所又は一級技能士等）に対して、期限を定めて別途追加で必要な書類等の提出を求めることができる。

なお、事務局長は、一級技能士等の関与が疑わしい場合等、グッドスキルマークの表示について認定できない可能性がある場合には、グッドスキルマーク申請製品等の製作工程について一級技能士等が関与すること等が確認できるまでの間、認定を保留することができる。